

《巻頭言》

大分県から全国へ広がった禁煙推進 —タクシー全車禁煙の事例から大分大学の禁煙化へ—

大分大学学長、世界内視鏡外科学会連合会長、日本内視鏡外科学会理事長
NPO法人日本禁煙学会評議員

北野正剛

1. 「おんせん県おおいた」が日本初のタクシー禁煙化

現在では、当たり前のこととなっているタクシーの車内禁煙であるが、2006年(平成18年)4月、全面禁煙を日本で最初に実施したのが、何を隠そう大分市であった。

また、別府、湯布院等、禁煙化が困難とされる観光地を含め、都道府県単位でも、大分県は2007年(平成19年)6月に日本で初めて禁煙化へ移行したことはあまり知られていない。

先日、このタクシー車内全面禁煙化に奔走し、強力なリーダーシップと行動力で、日本初の車内全面禁煙県「大分」を実現させた、一般社団法人大分県タクシー協会の漢二美会長にお話を聞く機会があった。

会長からお聞きした、禁煙化への道のりや苦労談を紹介したい。

2. 健康増進法施行が契機

禁煙化への端緒は、2003年(平成15年)5月1日の健康増進法施行であったという。また、タクシー乗務員が東京地裁に起こした、受動喫煙に関する裁判、いわゆる「禁煙タクシー訴訟」判決における裁判長のコメント(図1)が大きく影響したそうである。

バスや電車、航空機等が禁煙化を進める中、タクシーの禁煙化はほとんど進んでいない状況であったが、時代の流れもあり禁煙化への機運が徐々に高まっていったという。

2005年(平成17年)11月に開催された、九州7県のタクシー協会長会議で、禁煙タクシーの設定について、完全禁煙車を10%、乗務員が乗務中は車内で喫煙をしない禁煙協力車を、完全禁煙車を含んで30%設定という申し合わせが行なわれた。

- 1 タクシー車内では分煙が不可能。
- 2 狭い密閉された車内で、乗客の吸ったタバコの副流煙を恒常的に吸わされることによる、健康への影響は看過できない。
- 3 タクシー事業者は、タクシー乗務員を受動喫煙の害から保護する義務を負っており、そのためには禁煙タクシーの導入・普及が望ましい。
- 4 タクシーは、他の公共交通機関の禁煙化に比べて著しく遅れている。
- 5 禁煙タクシーの普及は、競争が激しいタクシー業者の自主性に任せていたのでは、早急な改善は困難であるため、国による適切な対応が期待される。
- 6 タクシー利用者の一般的な乗車時間や利用頻度を考えると、全面禁煙化しても利用に支障を生ずるとは考えにくい。
- 7 禁煙タクシーの利用を望む利用者のことを考えると、タクシーの全面禁煙化が望ましい。

図1 禁煙タクシー訴訟 判決文コメント

同年12月、九州会長会議での申し合わせ事項を地元大分市で議論したが、会長が予想したとおり、侃侃諤諤、様々な意見が噴出したそうである。

そんな折、会長は東京で二人のタクシードライバーと出会い、全面禁煙化へ推進すべく大きく舵を切る事となる。

3. 二人のドライバーとの出会いで決断

「車内禁煙はサービスの低下である」との意見も出され、纏まらない議論を目の当たりにし思案していた会長が、出張で上京した2006年(平成18年)1月のエピソードである。

ホテルの前で乗車したタクシーは、前の客を降ろしたばかりだったらしく、車内はタバコの煙で充満していた。会長がドライバーに「あなたはタバコを吸われるか」と聞くと「私は吸わないし、健康の問題もあるので、本当は煙に辟易している」とのこと

だった。

また、別のタクシーを利用した際「ドライバーさんは、車の中に居るから暖かくて良いね」と言うと、「実は自分はヘビースモーカーで、タバコを吸う休憩時は、会社の規則で車外で吸わないといけない。東京はビル風が強くて寒いんです」と言ったらしい。

会長は、この二人のドライバーとの出会いから、やはり受動喫煙に困っている人がいること、前の客が車内で喫煙していた場合、煙や匂いが残留し不快であること、乗務員は車内禁煙としても、会社の方針であれば規則を守ってくれることを確信したそうである。

早速、大分に帰り、10%どころか「全車を禁煙車」とする大英断を下した会長であるが、当時、禁煙車を明示するため設置義務があった天井灯装着についても辣腕を発揮する。

装着すると1個(車)1万円ほどの費用が発生する天井灯であるが、「全車禁煙化」なら喫煙車と区別する必要はなく、装着免除となれば、禁煙化をおこなう各タクシー会社の費用負担を軽減し、ひいては禁煙化促進にも繋がるとして、国土交通省に装着免除、ステッカー表示のみにして欲しいと直談判をおこなったという。その結果、2006年(平成18年)3月17日付けで、「一般乗用旅客自動車運送事業に使用する車両の表示に関する取扱い規程について」の一部改正が九州運輸局長名で発出され、「一定地域において相当程度の禁煙車が導入され、かつ、利用者が当該状況を理解し、喫煙をめぐるトラブルが生じる恐れがないと認められる地域については、禁煙表示灯は装着しなくてもよいものとする」こととなった。このことが、同年4月全国の都市に先駆け、大分市周辺地域のタクシー全面禁煙を実施する大きな後ろ盾となったことは言うまでもない(図2)。会長のスピード感溢れる行動力には脱帽である。

会長は最悪の事態に備え、既にこのとき東京の業者に天井灯2,800個の仮発注をしていたそうである。その後無事にキャンセルができて良かったと笑って話されていた。

4. 大分大学の禁煙対策の現状

漢会長のお話をお聞きしようと思ったのは、私が学長を務める国立大学法人大分大学における喫煙防止教育、受動喫煙防止の推進に何かしらヒント

順位	都道府県名	順位	都道府県名	順位	都道府県名
1	大分県	17	香川県	33	徳島県
2	長野県	18	沖縄県	33	宮崎県
3	神奈川県	18	福島県	33	熊本県
4	静岡県	18	栃木県	36	宮城県
5	富山県	18	岡山県	37	兵庫県
5	山梨県	22	石川県	38	広島県
7	岐阜県	23	滋賀県	39	長崎県
7	愛知県	23	奈良県	40	島根県
7	千葉県	25	福岡県	41	青森県
10	秋田県	26	愛媛県	41	大阪府
10	茨城県	26	三重県	43	岩手県
12	新潟県	26	鹿児島県	43	山口県
13	東京都	29	山形県	43	北海道
13	埼玉県	29	高知県	46	鳥取県
13	福井県	31	佐賀県	47	和歌山県
16	群馬県	32	京都府		

図2 全国のタクシー全面禁煙化順位

を頂ければ、と考えたからである。

本学の状況は、2007年(平成19年)1月に医学部附属病院と医学部の敷地内(挟間キャンパス)を完全禁煙とし、2010年(平成22年)8月に、旦野原キャンパスに3か所設けていた喫煙所を1か所とした。その後、学内に喫煙場所があれば必ず受動喫煙が起きることから、2011年(平成23年)4月、旦野原キャンパスも敷地内完全禁煙となった。

2003年(平成15年)4月30日付け、文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長名通知「受動喫煙防止対策及び喫煙防止教育の推進について」でも、大学に対して適切な受動喫煙防止が要請されており、喫煙防止教育についてもさらなる推進が求められている。

しかしながら、2013年(平成25年)12月現在、全国立大学82(4つの大学院大学除く)のうち、敷地内禁煙を実施しているのは36大学、43.9%にとどまっている(図3)。

さらに、大分大学では、2012年(平成24年)4月に「大分大学禁煙推進宣言」を発令、2013年(平成25年)10月には、全国的にも非常に珍しい、禁煙推進担当の学長特別補佐を配置するなど、喫煙防止教育、受動喫煙防止に各種の事業を継続している。

今後は、平成21年度、約11.5%であった学生の喫煙率を、当面10%以内、将来的には0%とすべく、喫煙による健康被害や受動喫煙の危険性などを正しく情報発信していくことが重要であると感している。

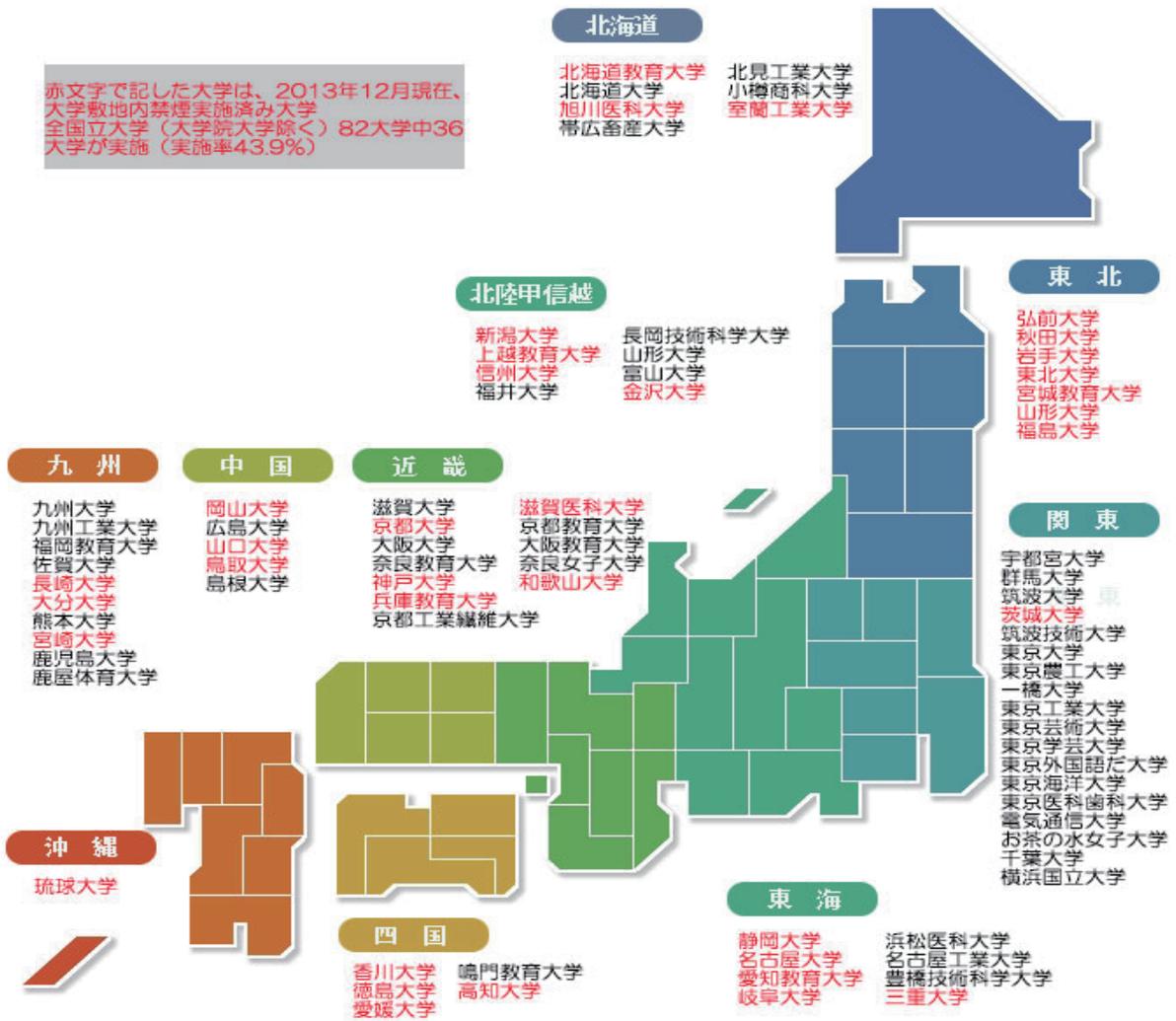


図3 全国国立大学敷地内禁煙実施状況

5. リーダーシップと行動力

大学は、学生を4年間ないしは6年間親御さんからお預かりし、教育を身に着けさせ、付加価値を与えたうえで社会に送り出すことを使命としており、その使命を達成するためには、「学生自身が健康であること」が前提条件であると、学長であり医師でもある私は確信している。

繰り返しになるが、喫煙防止教育、受動喫煙防止等のソフト面に加え、学内環境整備等のハード面双方について、漢会長からご教示頂いた、強力なリーダーシップと行動力で推進したいと考えている。

最後に、今回お話をお聞かせくださった、大分県タクシー協会の漢二美会長にこの場をお借りして謝意を表し、本稿のまとめとしたい。